

**沖縄県
公立中学校の学校部活動
地域移行推進計画
【初版】**



**令和 5 年 9 月
沖縄県教育委員会**

目次

はじめに	1
1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方	2
(1) 部活動の現状と課題	2
(2) 文部科学省（スポーツ庁・文化庁）の動き	2
(3) 県の動き	4
① 検討会議の設置	4
② 令和3・4年度地域部活動推進実践事業	4
(4) 今後の目指す姿	4
(5) その他	5
2 「地域クラブ活動」制度設計	6
(1) 地域の実情に応じた体制整備	6
① 令和5年度文部科学省予算（案）資料	6
② 令和3年度における部活動の地域移行等に関する実践研究事例集	7
③ 協議会等	8
④ 運営団体・実施主体	8
⑤ その他	10
(2) 指導者の確保・資質の向上	10
(3) 活動経費	12
(4) 会場(活動場所)	12
(5) 保険の加入	12
(6) 具体的な進め方	12
① 部活動の現状把握と見える化	12
② 地域二一ズの把握(実態把握)	13
③ 協議会等の開催	13
④ 運営団体・実施主体に求めていくこと	13
⑤ その他、重要な視点	14
3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知	14
4 生徒への募集案内	15
5 指導を希望する教師への対応	16

～ はじめに ～

- ▶ 学校部活動は、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会として、興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われてきました。
- ▶ また、異年齢との交流のなかで、生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- ▶ しかし、全国的に少子化が進展するなか、学校部活動の持続可能な運営はますます厳しくなっています。部活動指導において専門性や意思に関わらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進むなか、より一層厳しくなる状況です。
- ▶ 本県においても、部活動への加入率低下による合同部活動の増加、また、島しょ地域における指導者のなり手不足等があります。これからのスポーツ・文化芸術活動を維持するためには、学校だけで解決することは困難な状況です。
- ▶ 本推進計画は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、新たな地域クラブ活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について本県の考え方を示すものです。
- ▶ 生徒にとって望ましい持続可能な部活動とするため、中学校体育連盟においては令和5年度より地域スポーツ団体の一部参加を認めており、これまでの枠組にとられない新たな指導・運営体制を構築していくことが求められています。
- ▶ 今後は本推進計画を参考に、地域の活性化をとおして結いの心で子どもたちを育み、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、各地域や各団体等の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて取り組んでいくことが重要となります。

1 「学校部活動の地域クラブ活動への移行」の考え方

(1) 部活動の現状と課題

学校部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増しています。例えば現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しています。本県においては、現時点で顕著ではありませんが、今後、学校単位で部活動運営が困難な状況になることが予想されます。また、学校外のスポーツ・文化芸術活動に取り組む中学生も見られるなど、活動が多様化してきており、学校部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況になりつつあります。

さらに、中学校等の学校部活動においては、専門性や意思に関わらず教師が指導せざるを得ない点、休日も含めた学校部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな負担となっている実態もあります。

これまで学校部活動は、教師による献身的な支えの下で成り立ってきましたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じているという課題があります。

(2) 国（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）の動き

① 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（令和2年9月 文科省・スポーツ庁・文化庁）

「改革の方向性」について、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する一方、部活動の指導を希望する教師は引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築することで、生徒の活動機会を確保するために、休日における地域のスポーツ・文化活動が実施できる環境を整備することとしています。改革を推進する「具体的な方策」として、「令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行していくこと」、「合理的で効率的・効果的な部活動を推進すること」としています。

② 「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年6月スポーツ庁有識者会議）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（令和4年8月文化庁有識者会議）

改革の方向性については、

- 休日の学校部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。

- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途とする。
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に
応じ可能な限り早期の実現を目指す)
 - 平日の学校部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えら
れ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革
を推進していく。
 - 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様な二一
ズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。
 - 地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働を推進する。
※「改革を推進するための『選択肢』を示し、『複数の道筋』があることや、
『多様な方法』があることを強く意識」と示され、課題への対応策が整理
されています。スポーツ庁及び文化庁において取組事例を参考資料として
まとめ、各地方公共団体において、これらの事例を参照しつつ、地域の
実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくこと
が必要であることが示されています。
- ③ 「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(以下「国のガイドライン」という。スポーツ庁及び文化庁 令和4年12月)
- スポーツ庁及び文化庁では、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域
移行に関する検討会議の提言を踏まえ、運動部及び文化部の各ガイドライン
を統合した上で全面的に改定しました。
 - 国のガイドラインでは、地域移行の目標時期は設定されませんでした。が、
令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付けられ
たことから、学校部活動改革の取組が求められていることに変わりありませ
ん。学校部活動改革の取組の中で、地域クラブ活動への移行を検討すること
が求められています。
 - 本文内の「学校部活動の地域移行」が「学校部活動の地域連携や地域クラ
ブ活動への移行」と記載が変更され、「学校部活動」と「地域クラブ活動」
が地域の実情に応じ、当面は併存することが示されました。
 - 直ちに地域クラブへの移行体制を整備することが困難な場合には、当面、
学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動の
導入や、地域の協力を得て部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒
の活動環境を確保することが示されました。
 - 学校では、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動と同じ分野の学
校部活動について、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めることや、
休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術
団体等と連携して活動する日を増やすよう示されています。

(3) 県の動き

- ① 「沖縄県運動部活動の地域移行に関する検討会議」（令和４年８月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」（令和４年９月）

公立中学校における運動部活動の地域移行を円滑に進めるため、学識経験者等から幅広く意見を聴取し、地域移行に係る課題等について検討・協議を行いました。

- ② 令和３・４年度地域部活動推進事業（スポーツ庁委託事業）

学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関して、全国各地で実施されている実践研究について、本県においては令和３・４年度、うるま市と糸満市の２市において実践研究を行っています。成果報告書については、スポーツ庁ホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405721.html

- ③ 令和３・４年度地域部活動推進事業（文化庁委託事業）

学校部活動の地域クラブ活動への移行等に関する実践研究について、本県の文化部活動に関しては令和３年度から２年間、南城市において実践研究を行っています。成果報告書については、文化庁ホームページに掲載されています。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>

(4) 今後の目指す姿

- 学校部活動では支えきれなくなっている中学生のスポーツ・文化芸術活動の環境について、今後は学校単位から地域単位での活動へ積極的に移行していくことにより、少子化の中でも、将来にわたり本県の中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する必要があります。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながります。
- これまでの学校部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整える必要があります。
- 地域クラブ活動への移行を契機に、生徒や保護者等が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加することは、地域の団体とともに質の高いスポーツ・文化芸術活動や地域におけるスポーツ・文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながります。
- これらの取組が、中学生を含めた地域住民を対象として、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備することで、地域スポーツ・文化芸術全体を振興する契機となり、スポーツ・文化芸術による「まちづくり」につながることを期待されます。

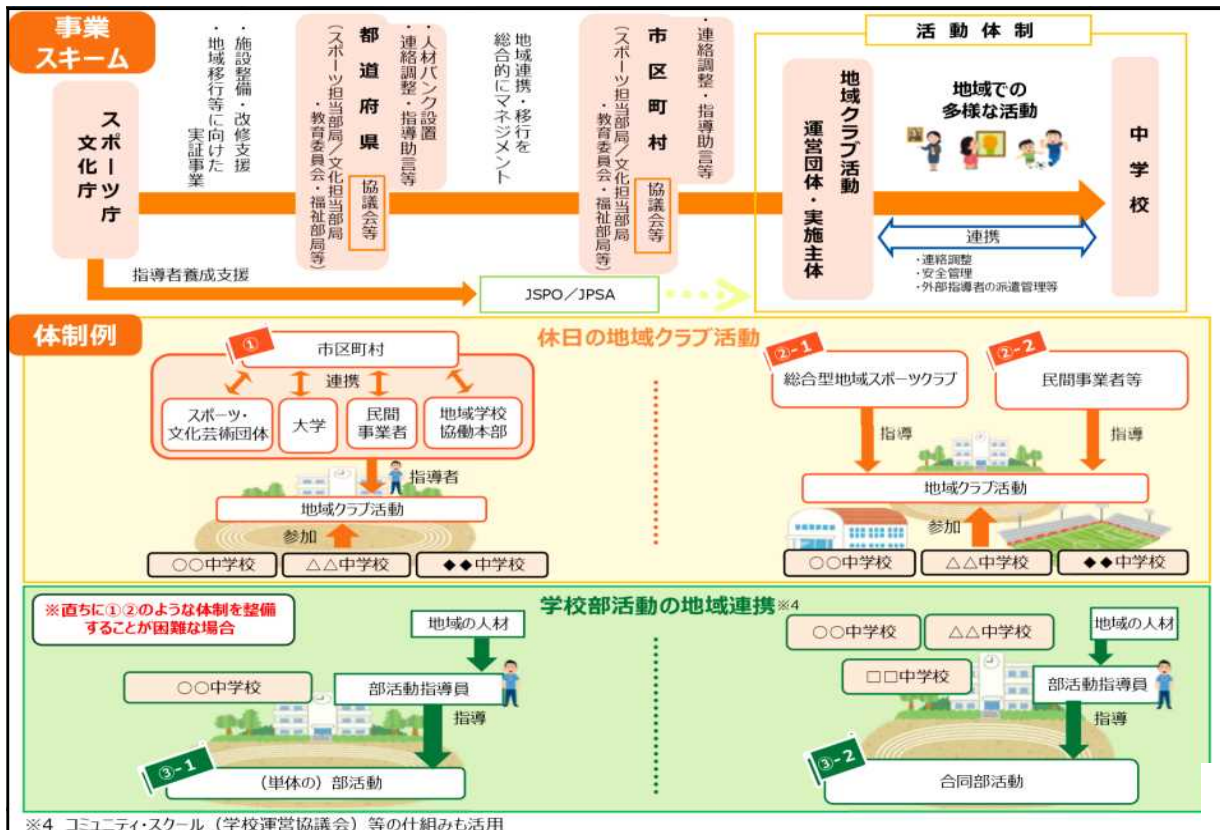
(5) その他

- 地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）は、「学校部活動」と違い、学校の教育活動から離れた活動であることから、学習指導要領で示された、学校教育の一環としての部活動とは異なるものと理解する必要があります。従って、地域クラブ活動への移行を進める上で「地域部活動」という語句を用いると、学校のみならず、中学生や保護者等に誤解を与えることが予想されます。
- 地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができます。また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあります。
- 地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要です。これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示されています。
- 大会・コンクールの参加については、国のガイドラインにおいて、「中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。」と示されているところです。

公益財団法人日本中学校体育連盟においては、令和4年6月に全国中学校体育大会開催基準を見直し、地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加条件等を示しました。
- 令和5年3月、沖縄県中学校体育連盟において令和5年度の県中学校総合体育大会における地域スポーツ団体等の参加についての考え方を示しました。詳細は県中学校体育連盟ホームページ【<https://okichutai.com/>】を御確認ください。

2 「地域クラブ活動」制度設計

(1) 地域の実情に応じた体制整備 [図1]



① 令和5年度文部科学省予算(案)資料

- 「部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備」の中に、事業スキームと体制例が図1で示されています。
- これはあくまでも一例であり、地域の実情に合わせた体制を検討する必要があります。ここでは、受け皿として想定される多様な運営団体や実施主体が活動体制を担い、さらに各市町村において関係部局等と連携して立ち上げた協議会等により、運営団体及び実施主体を取りまとめることが想定されています。また、他の資料(実践研究事例集：後述)において、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等、運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うものと示されていますが、明確に分けることが難しい事例も考えられ、運営団体が実施主体を兼ねることも想定されています。
- 中学校単位にこだわらず、より広い地域単位での体制づくりの検討や、市町村単位を超えた広域での取組により中学生の選択肢を広げることも、趣旨に沿っていると考えます。
- すでに中学生が参加し、活動実績のあるスポーツ・文化芸術活動(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、地域のサークル・楽団、民俗芸能団体、個人レッスン等)についても、協議会等と連携し、地域クラブ活動の一翼を担う取組が期待されます。

- 直ちに前述のような体制を整備することが困難な場合には、学校部活動を軸として地域の人材を活用し、部活動指導員を配置するスキームが図1で示されています。
 - 令和4年12月に公表された国のガイドラインにおいては、地域の実情に応じ、学校部活動の地域連携と休日の地域クラブ活動（地域移行）が、当面は併存することも示されています。
 - 市町村においては、部活動指導員の配置を完成形として目指すのではなく、地域移行に向けた経過措置としながら、スポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位へ、運営団体・実施主体の整備充実に取り組んでいくことが求められます。
- ② 令和3年度における部活動の地域移行等に関する実践研究事例集
- スポーツ庁及び文化庁は、令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集を取りまとめ、令和4年11月1日付けで公表しました。
 - 実践研究事例集は、地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、運営形態や活動内容等を検討する上で参考となるものと思われれます。
 - 特に、スポーツ庁の実践研究事例集では、地域移行における運営形態の類型例が示されています。市町村の運営や、総合型地域スポーツクラブや体育スポーツ協会等の地域のスポーツ団体、学校と関係する団体や地域の学校支援団体による運営など、多くの事例が示されています。
 - スポーツ庁より学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けて必要な情報を一元的にまとめた「部活動改革ポータルサイト」も開設されています。

〔スポーツ庁：令和3年度運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集〕

URL：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html



〔文化庁：地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究〕

URL：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html>





URL：https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

③ 協議会等

- 協議会等については、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の効果的・効率的な整備充実に向け、各市町村の地域スポーツ・文化芸術担当部局や教育委員会等の組織、関係団体、学校、保護者代表等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、定期的な連絡調整を行える場として、体制を整備する必要があります。
- 協議会等での検討事項については、地域クラブ活動に係る活動方針・内容、実施校等の検討が想定されていますが、具体的には以下に示しています。
 - ・ 活動方針・内容等の検討
(運営団体等との連携・連動、資料1に例を示す)
 - ・ 移行する学校及びスポーツ・文化芸術活動の確認
実施校に対する趣旨説明の検討、実施内容の検討（実施校数、単独校か複数校か、競技・活動数等）等
 - ・ 運営団体等との確認
業務の整理、運営経費（歳入・歳出）の把握、会場（活動場所）や備品等の確保、指導者の確保（任用）及び研修、参加者の安全管理、緊急連絡体制等
- 協議会等においては、地域クラブ活動中における生徒の事故等の対応を含めて、管理責任の主体を明確にしておくことも必要です。
- 既に設置済みのもので、当該趣旨の検討等を行える場がある場合は、改めて設置する必要はありません。

④ 運営団体・実施主体

- 運営団体は中学校と実施主体の間で連絡調整等を担うもの、実施主体は中学生に対して指導に携わる団体等と示されていますが、明確に分けることが難しい事例もあり、運営団体が実施主体を兼ねることも考えられます。
- 運営団体等は、既存のものに加え、保護者会、同窓会など学校と関係する組織・団体のほか、新規に立ち上げる必要がある場合も想定されます。移行期間においては、市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課が、運営団体等の立ち上げを支援することや、運営団体等そのものを担うことも考えられます。

- 運営団体等は、主に以下の業務を行うことが考えられますが、移行期間においては、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課が支援し、軌道に乗せていくことも必要となります。

- ・運営方針、運営方法等の決定

(市町村が開催する協議会等と活動方針等を踏まえ、連携・連動すること)

- ・活動の周知に係る広報活動

- ・参加者の募集、受付

- ・活動のマネジメント

活動計画の作成、活動実績報告の作成、会費・参加費の設定、施設の確保、大会・コンクール等の参加手続き、参加者及び指導者の保険加入、事故等発生時の対応等

- ・指導者のマネジメント

指導者の確保（任用）、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上のための研修会の実施、指導者資格取得促進、賠償責任保険等の補償制度の構築等

- ・参加者のマネジメント

出欠確認、会費・参加費の徴収、安全管理、個人情報の管理等

- ・地域、学校、競技団体、実施主体等、関係団体とのコーディネート

- ・参加者及び保護者の満足度を高める工夫

アンケートの実施、P D C Aサイクルによる運営改善等

- 実施主体として想定される団体等は、既存の学校部活動の枠組みを踏襲した活動に加え、民間主導の活動、地域クラブ活動への移行を機に新規に設置される活動、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した団体による活動など、その種類は多岐に渡ります。

- 協議会等において活動体制を検討する上で、従来の学校部活動の枠組みを踏襲した活動以外のメニューについて検討し、地域におけるスポーツ・文化芸術活動（スポーツ・文化芸術団体や民間クラブ、サークル、個人教室等）について全体像を把握し、それらと共存・協働して活動することについて検討することが期待されます。

- スポーツ活動については、中学校体育連盟が大会を運営する競技種目のみならず、様々な競技種目が考えられます。また、同年代のみならず、地域の実情に合わせて、小学生や高校生、社会人など多様な年代とスポーツに取り組むことも想定されます。

文化芸術活動についても、地域クラブ活動への移行後は、市町村教育委員会や保護者会等が運営する活動のほか、地域の関係団体等への所属や個人レッスンにより趣味や興味・関心を追い求めることに加え、地域の民族芸能等

に取り組むこと等が想定されます。

- 活動内容は、競技力向上やコンクール等の結果を求めることに特化したもののみならず、競技種目等を限定しない活動やシーズンごとの多様なスポーツ・文化芸術活動の提供、体験型キャンプの実施など、従来の学校部活動の概念にとらわれない新たなコンテンツを加えた取組も期待されます。
- 生徒はそれぞれの地域で提供される活動機会の中から、自身の興味・関心に応じた活動を選択できることや、実施主体には共生社会の観点を踏まえた活動メニューが含まれることも期待されます。
- 生徒の希望と活動時間等の重複等が解決される場合には活動を兼ねることも認められる一方で、いずれの活動にも参加しないという選択肢も保証されることが必要です。地域で希望する活動機会がない場合は、他の地域の活動に参加することも考えられます。
- 実施主体となることが期待される団体の多くは、これまで中学生の活動を運営してきた経験が多くないことが予想されるため、移行期間においては、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課がサポートを行う必要があります。

⑤ その他

- スポーツ推進委員の役割に鑑み、学校部活動の地域クラブ活動への移行にあたり、市町村と地域の運営団体・実施主体等との連絡調整をスポーツ推進委員が担うことも期待されます。

(2) 指導者の確保・資質の向上

- 地域クラブ活動では、地域の指導者に加え、すでに中学校に配置されている部活動指導員、教師経験者、指導を希望し兼職兼業の許可を得た現職教師が、団体や実施主体に所属し、指導を担うことが想定されます。
- 一方で、多くの地域において、現段階で十分な人材を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、運営団体等のみならず市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課において、以下のような方策等を検討することが期待されます。

ア. 地域のスポーツ・文化芸術関係人材の把握

市町村の競技団体登録者、スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員、民間クラブ指導者、文化芸術団体関係者、個人活動を行っている指導者等をリストアップ。

イ. 指導を希望する教師の把握

教師へのアンケート調査等により、地域クラブ活動において指導を希望する教師をリストアップ。

ウ. 指導人材登録制度の活用

前記ア、イで把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築し、適切な広報活動により、意欲ある指導者を確保。

エ. 企業、大学・専門学校等との連携

地域に企業チーム等がある場合は、連携して指導者確保、大学・専門学校等については、スポーツ関連企業等への就職を希望する学生や教師を志望する学生にはメリットとなりうることから、大学・専門学校等との連携を行うか、大学・専門学校等を通じての求人募集等を実施。

オ. 民間事業者との連携

全国的には、フィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者との連携を行っている自治体が存在。

カ. 求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を実施。

キ. 広域での活動の実施

近隣市町村と連携し、市町村単位を越えた広域での活動の検討。

- 地域クラブ活動の指導者は、当該スポーツ・文化芸術活動の指導力だけでなく、運営団体等が定める運営方針等に沿って、中学生に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須です。スポーツ庁の有識者会議提言では、指導の場において、できる限り公認スポーツ指導者資格を有する指導者が指導に当たることを求めています。また、文化庁の有識者会議提言においては、民間団体の資格による音楽文化振興人材の育成や、都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の実施などの事例も示されています。
- (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の取得には経済的・時間的な負担が大きいところですが、令和4年6月から教員免許状所持者を対象として、全てオンラインで受講可能な公認スポーツ指導者資格を創設しています。
- 指導者には、技術指導以外にも必要な指導スキルや倫理観等を備えている必要があることから、運営団体等は、指導者の資質向上に係る研修について検討する必要があります。なお、市町村教育委員会や市町村地域スポーツ所管課がその取組を支援することも期待されます。
- 運営団体等のみならず市町村教育委員会や市町村地域スポーツ・文化芸術所管課において、指導者に対し、公認指導者資格の取得を促すことや、部活動指導員と同様の研修を実施するなど、指導者の質の向上に向けた取組が求められます。

(3) 活動経費

- 活動経費については、運営団体等が必要となる経費、また、その経費に係る財源（参加生徒からの経費負担有無）など、協議会等において事前に運営団体等と整理する必要があります。

(4) 会場（活動場所）等

- 会場（活動場所）については、公共のスポーツ・文化施設や学校施設、廃校施設の活用、運営団体等が所有もしくは管理する施設などが想定されます。協議会等は、事前に運営団体・実施主体と確認する必要があります。学校施設を利用する場合には、利用ルール等の策定や希望が重複する場合には利用割り当ての調整が必要となります。
- 地域クラブが、市町村の公共施設を利用して活動する際には、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境を整備することが求められます。また、地域クラブは、これまでの学校部活動ではないことから、学校施設や備品を利用する場合には利用に係る手続きが行われ、許可を受けた上で利用することとなります。

(5) 保険の加入

参加者及び指導者の保険加入については、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償保険に加入するよう求める必要があります。なお、公益財団法人スポーツ安全協会では、令和5年度からスポーツ安全保険の補償を充実し、年額掛金はそのままに、学校管理下における災害に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償となるよう、制度改定を行っています。

(6) 具体的な進め方

市町村において地域移行を進めていく中で、想定される事柄を記載しています。

① 部活動の現状把握と見える化

部活動地域移行について具体的に検討を進める際には、多くの関係者が調整・協議に関わることを想定されるため、その検討の初期段階で関係者が最低限共有する情報として、学校部活動の現状（実情）の見える化（データ化）が必要となると考えられます。

このため、まずは各市町村において、各学校単位で部活動毎に競技種別、参加生徒数、指導者配置状況、部費徴収状況、年間活動内容（活動場所、活動曜日、活動時間帯、参加予定大会の日程等）などを明らかにし、調整や協

議に臨む必要があり、各地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できる
ところから取組を進めていくことが望まれます。

② 地域ニーズの把握（実態把握）

- 「望ましい活動・環境の姿」を実現するため、地域の生徒（児童）と保護者のニーズや、学校の意向、地域でのスポーツ・文化芸術活動を担うことができる団体や指導者等を把握することが期待されます。また、共生社会の観点から、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、地域の特別支援学校の生徒（児童）及び保護者を含めたニーズ把握も期待されます。
- さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の方々が一堂に会する「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場から意見を集約することも効果的です。

③ 協議会等の開催

- 把握した地域ニーズを基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術活動の環境の創設（制度設計等）に向けた協議会等を開催します。
- 協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求めるなど、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにします。
- 協議会等では、行政関係者や学校関係者、体育・スポーツ協会等の関係者のみならず、民間クラブチームの関係者、文化芸術団体の関係者、保護者代表等の参加を求めるなど、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われることが期待されます。
- 活動の改善を図ることを目的に、必要に応じて参加生徒・保護者、中学校等を対象としたアンケート調査を実施するなど、持続可能な活動となるよう、協議会等で検討を行っていく必要があります。

④ 運営団体・実施主体に求めていくこと

- 運営団体等が決定する運営方針等は、「市町村における部活動の在り方に関する方針」等を踏まえた内容であるよう、運営団体等に対して求める必要があります。
- 学校、指導者及び他に参画する実施主体等全ての関係者と調整を図り、活動日、活動時間、活動場所等が示された活動計画（年間、月間等）を作成し、参加生徒、中学校、協議会等に周知するよう求める必要があります。
- 緊急時の対応に備え、参加生徒保護者、中学校等関係者間で連絡体制を整備するよう求める必要があります。
- 会費・参加費については、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費・参加費とするよう求める必要があります。
- 協議会等に対して、実施に係る定期的な中間報告や情報共有、年度末での

報告・分析などを行うとともに、指導者や活動場所の確保、活動経費等について課題の整理も併せて行うよう求める必要があります。

- 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うよう求める必要があります
- 協議会等が実施する参加生徒・保護者等を対象としたアンケート調査などに協力するよう求める必要があります。
- 地域クラブ活動を持続可能とするためには、参加者が将来、地域の指導者として子ども達を指導したいという気持ちになるような、長期的な視点をもった活動となるよう求める必要があります。

⑤ その他、重要な視点

- 受け皿となる地域スポーツクラブ等が、継続的に活動していくためには、指導者への報償費や団体運営費等の様々な経費が必要となるため、財源確保が必要です。

【うるま市事例①（令和3，4年度）】

- ・「企業版ふるさと納税×PFS」の仕組みを取り入れ、寄附を効果的に受け入れることを目的に、PRについて成功報酬型外部委託を実施。
- ・部活動事業に対して、事業に興味のある企業からの企業協賛を獲得。企業が保有する各リソースをうるま市の部活動事業で活用することでサービスの展開や自社人材の活躍の場等を創出。
- 学校体育施設の管理について、スマートロックやクラウドカメラ導入によるセキュリティ機能の向上と管理の簡素化。

【うるま市事例②】

- ・学校体育館へのクラウドカメラの設置。
- ・スマートロックの設置・予約管理システムとの連動。
- 具体的な推進方法について、教育委員会のみならず、行政が一丸となって推進を図る体制整備。

※庁舎内勉強会を他部署と連携して行い課題と役割の明確化を図る。

3 関係団体・学校・保護者・地域への説明・周知

- 『2「地域クラブ活動」制度設計』で示したとおり、学校部活動の地域クラブ活動への移行については、地域の体育・スポーツ協会や文化芸術団体の関係団体等との連携が不可欠です。市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要があります。また、活動方針・内容等について、学校関係者や各団体等の共通理解が得られるように、市町村において、丁寧に説明する必要があります。

- 学校部活動が段階的に地域クラブ活動へ移行していくことについては、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があることから、中学生や小学生の保護者に対して、地域クラブ活動への移行を進めることにより、生徒にとって様々な選択肢があること、会費・参加費等の負担が発生する活動となること等への理解を得る必要があり、必要な情報を適切に発信していく必要があります。
- これまで県では、沖縄県PTA連合会主催の定時社員総会及びCGG運動第1回実行委員会においての説明、沖縄大学土曜教養講座「部活動の地域移行を考える」にて登壇説明、講演会及びシンポジウムの開催、各教育事務所単位でのオンラインによる周知説明会（3回）、小・中・高等学校長研修会や指導主事研修会、市町村教育委員会からの依頼を受けての説明等を実施し、県レベルでの情報提供を行ってきました。
- 今後は市町村において、準備の進捗状況等について、市町村小中学校PTA連合会や地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係団体への説明や意見交換を進めていくことが期待されます。その際、地域のスポーツ関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域の皆さんが一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場からの方々に一斉のメッセージを出し、同時に意見を集約することも効果的です。

4 生徒への募集案内

- 「2(1) 地域の実情に応じた体制整備について」で想定したとおり、運営団体等において募集要項を作成するところですが、必要に応じ市町村教育委員会や市町村地域スポーツ所管課が支援することも考えられます。
- 生徒へ募集案内を行う際には、中学校において募集要項を配布することが想定されますが、学校部活動から移行された地域クラブのみならず、すでに活動実績がある地域のスポーツ・文化芸術活動についても、生徒及び保護者に対する地域のスポーツ・文化芸術環境についての情報提供の観点から、同様に取り扱うことが期待されます。なお、令和4年10月に沖縄県中学校体育連盟調査研究部が実施したアンケート調査において、「休日の地域部活動移行とその内容について」9割以上の生徒は知らない、7割の生徒は本アンケートで初めて知ったと回答、保護者についても7割強は知らないと回答し、地域におけるスポーツ・文化芸術活動について周知を図る必要があることが示されています。
- 生徒は、地域クラブ活動への移行後に、どの活動に参加するか、またはいずれの活動にも参加しないか自由に選択できるようにするべきであり、また、平日は学校部活動に参加していない生徒が参加することや、平日とは違う活動を希望することも認めるような募集を行う必要があります。

5 指導を希望する教師への対応

文部科学省は、令和3年2月17日付け2初初企第39号で、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師の兼職兼業の取扱い等について」通知しました。下記はその概要版です。

兼職兼業の取扱いについて（文部科学省 令和3年2月17日）

休日の地域部活動に従事することを希望する教師については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能。

【根拠法令】教育公務員特例法第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- ・ どの法令を根拠にして許可を行うべきかについては、当該地域団体の性質や地域団体の業務内容、態様等を総合的に勘案し、各教育委員会において適切に判断を行うことが必要。
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当。
 - ・ 教育委員会が地域団体や学校、教師本人とよく連携して対応することが求められる。
- 市町村教育委員会は、当該教師の時間外労働の時間と、運営団体等が示す活動計画に示された指導時間を踏まえ、兼職兼業の可否の判断をすることが必要になります。
 - 市町村教育委員会は、文科省通知に沿って、指導を希望する教師が兼職兼業により、活動の主体である運営団体等の業務に従事できるような仕組みを作る必要があります。
 - その際、勤務校と運営団体等が役割を分担し、当該教師や運営団体等から必要な情報が収集できるような仕組みを構築しておきます。

- なお、指導を希望する教師が兼職兼業の許可を得て指導する活動は勤務時間外に従事する活動であるため、勤務校の地域に限らず、居住地やその他の地域で行われるものから選択できるようにする必要があります。そのため、市町村教育委員会は、必要に応じて他地域の運営団体等と連携し、指導計画と指導実績の情報を得て、適切に管理する必要が生じます。
- また、市町村教育委員会は、兼職兼業による指導を希望しない教師を、地域の活動に従事させないようにする必要があります。その際、周囲からの要望や同調圧力等から断れないような事態が生じることを防がなければなりません。
- 令和5年1月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課等事務連絡「公立学校の教師が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」についても参考としてください。【資料1】

事務連絡
令和5年1月30日

各都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について
(手引き)」について (送付)

学校部活動の地域移行に関して、教師等が学校以外の主体である地域団体が実施する地域の活動において兼職兼業することについては、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（2初初企第39号令和3年2月17日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）（以下「兼職兼業通知」という。）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等について下記のとおりまとめ、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁において、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。ガイドラインにおいては、「教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。」と記載され、また、「学校の部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）（4ス庁第1640号令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長等通知）において、「希望する学校の教師等が休日等に地域の指導者として活動できるよう、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが重要であること。」「文部科学省では（略）、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手續に資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定であること。」とお伝えしていたところです。

このたび、兼職兼業通知の内容をもとに、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可が得られることに資するよう、教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例についてまとめた手引きを別添の通り作成しましたので、これも参考にして対応いただきますようお願いいたします。

なお、手引きに記載の事項については、現行制度下において実施可能な内容であり、早期に実施可能な地域や学校においては、令和5年度以降に限らず、随時対応できるものであることも踏まえ、各地域や学校の実情に応じて適切に対応をお願いします。また、公立学校のうち主に中学校の教育職員を対象として整理していますが、高等学校その他の部活動を実施する学校については校種の違いに、学校における事務職員そ

の他の職については地方公務員法等の関係法令に留意しつつ、同様に対応をお願いします。

さらに、兼職兼業の許可等の対応に当たっては、教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署や学校部活動を担当する部署等の関係部署間のみならず、首長部局や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等ともよく連携して対応することが重要であると考えられることから、関係機関等において適切に連携した上で対応をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言いただくようお願いいたします。

参考 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

別添 公立学校の地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）



【本件担当】

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

- 公立学校の教師等の兼職兼業に関すること
初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係（内線 2588）
- 学校部活動の地域移行（運動部活動）に関すること
スポーツ庁地域スポーツ課地域部活動推進係（内線 3954）
- 学校部活動の地域移行（文化部活動）に関すること
文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室文化活動振興係（内線 2832）

沖縄県
休日の運動部活動の
段階的な地域移行に向けた
『モデルパターン』



沖縄県教育庁保健体育課

1. 教職員の関わり方

平日

休日

< 学校 部活動 >

学校業務として
指導に従事



< 学校 部活動 >

学校部活動指導に従事

兼職
兼業

< 学校・地域 部活動 >

兼職兼業を申請して自身が
勤務する学校部活動指導に
従事

兼職
兼業

< 地域 部活動 >

兼職兼業を申請して地域
スポーツクラブ指導に従事

※ 平日の兼職兼業も有り得るが
「指揮命令系統」「実施場所」「指導体制」
「活動形態」「活動内容」
等に鑑み、学校業務の一部とみなされる場合は不可

※ 指導には携わらない

2. モデルパターン(一覧表)

区 分		型 名	方式名		内 容
A.	学校部活動	1. 従来型	A-1	継続方式	これまでのスタイルを継続
		2. 協力型	A-2-①	外部指導者方式	外部指導者によるサポート
			A-2-②	部活動指導員方式	部活動指導員によるサポート
		3. 合同型	A-3-①	拠点校方式	種目・分野毎に拠点校を指定
			A-3-②	拠点施設方式	地域の拠点施設で活動
B.	学校部活動 + 地域部活動	1. 融合型	B-1-①	学校拠点方式	学校の施設で複数世代が活動
			B-1-②	地域拠点方式	地域の施設で複数世代が活動
		2. 連携型	B-2	地域部活動連携方式	平日：学校、休日：地域
C.	地域部活動	1. 移行型	C-1-①	公的・民間クラブ方式	公的又は民間クラブに移行
			C-1-②	保護者会等運営方式	保護者会や同窓会が運営
			C-1-③	地域クラブ方式	学校の部活動から地域クラブへ

3. モデルパターン 1/11

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	1. 従来型	A-1 継続方式

概要

- 従来 of 部活動の運営スタイルを継続する。
- 「運動／文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を遵守するとともに、教職員の「働き方改革」にも確実に取り組む。

適合ケース

- 生徒や保護者、教職員ら関係者が従来 of 運営スタイルの継続を望んでいる。
- 生徒数、活動場所、指導者など、継続するための環境が整っている。

メリット

- 現在の状況に関係者が満足しており、ガイドライン等も守られているような部活動についてまで、無理に改革を進める必要がない。

運営主体

- 各学校

指導者

- 各学校の教職員

構成員

- 各学校の在籍生徒

ガイドライン

<休養日>

- 週当たり2日以上
(平日:1日以上、土日:1日以上)

<活動時間>

- 平日:2時間程度
- 休日:3時間程度

※ 高校も原則適用。
高校は中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることなどに留意。

課題

他の生徒に合わせざるを得ない生徒、保護者等からの要望に答えざるを得ない教職員の把握。

⇒

対策例

管理職がアンケートを行うなど、正確な状況を把握する。

3.モデルパターン 2/11

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	2. 協力型	A-2-① 外部指導者方式

概要

- 学校長が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外に部活動の指導を委嘱する。
- 「地域のスポーツ指導者活用マニュアル」(仮)に基づき運営する。

適合ケース

- 生徒や保護者、部活動の顧問が、外部指導者による指導を強く望んでおり、学校長も承認している。
- 顧問も部活動の活動場所に同席する。

メリット

- 専門性の高い技術指導を望んでいる生徒たちのニーズに 대응することができる。
- 顧問が専門外(未経験者)の場合、精神的な負担を軽減することができる。

地域のスポーツ指導者活用マニュアル

<委嘱までの流れ>

- 1 申請書の提出
 - 顧問及び保護者の連名で学校長に提出
- 2 誓約書の提出
 - 外部指導者が学校長に提出
(内容例)
・顧問の計画を遵守し、教育的配慮のもと指導にあたること。
- 3 委嘱状の交付
 - 上記を踏まえ学校長が委嘱状を交付

課題

対策例

外部指導者への謝金の財源確保。	⇒	県・市町村の補助事業の活用や教育振興会費での対応。
外部指導者と生徒間のトラブル。	⇒	マニュアルの遵守や研修会の開催。

3.モデルパターン 3/11

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	3. 協力型	A-2-② 部活動指導員方式

概要

- 教育委員会が、教職員の退職者や地域の指導者等、学校の教職員以外を部活動の指導者として任命する。
- 身分は会計年度任用職員。(地方公務員)

適合ケース

- 学校長が、部活動指導員による指導を強く望んでおり、教育委員会も承認している。
- 顧問が部活動の活動場所に随時、同席しなくてもよい。

メリット

- 専門性の高い技術指導を望んでいる生徒たちのニーズに 대응することができる。
- 部活動指導員は単独指導や単独引率が可能なため、顧問の働き方改革につながる。

部活動指導員活用事業実施要項

<任命までの流れ>

- 1 事業計画書等の提出
 - 学校長が学校の設置者に提出(市教委は写しを県教委に提出)
- 2 任命書の交付
 - 学校の設置者が任命書を交付



<生徒>
専門的な指導に満足



<教職員>
部活以外の時間確保

課題

対策例

- | | | |
|------------------|---|-----------------|
| 部活動指導員への謝金の財源確保。 | ⇒ | 国・県・市町の補助事業の活用。 |
| 部活動指導員と生徒間のトラブル。 | ⇒ | 研修会への参加の義務付け。 |

3.モデルパターン 4/11

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	3. 合同型	A-3-① 拠点校方式

概要

- 1つの校種(世代)が1つの学校に集まり、合同で活動する。(例:A中学校に、B中学校とC中学校も加わり3校で活動する。)
- 競技種目・分野別に拠点校を定める。

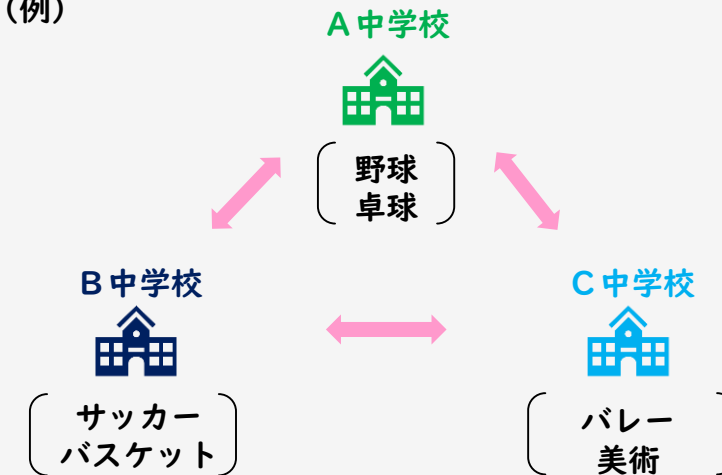
適合ケース

- 部員数が少なく、単独校では十分な活動を行うことができない。
- A校には専門の教職員がいるが、B・C校には専門の教職員がいないなど。

メリット

- 特に団体競技などにおいて、充実した活動を行うことができる。
- 複数校の教職員が順番で指導にあたるなどのルールを決めることで働き方改革にもつながる。

(例)



課題

対策例

移動に時間がかかる。	⇒	曜日別に単独/合同活動を定める。
大会参加の可否が各大会の参加要件に左右される。	⇒	参加要件の緩和や参加可能な大会の選択。

3.モデルパターン 5/11

区分	型名	方式名
A. 学校部活動	3. 合同型	A-3-② 拠点施設方式

概要

- 1つの校種(世代)が1つの地域施設に集まり、合同で活動する。(例:A中学校、B中学校、C中学校が市民グラウンドで活動する。)
- 競技種目・分野別に拠点施設を定める。

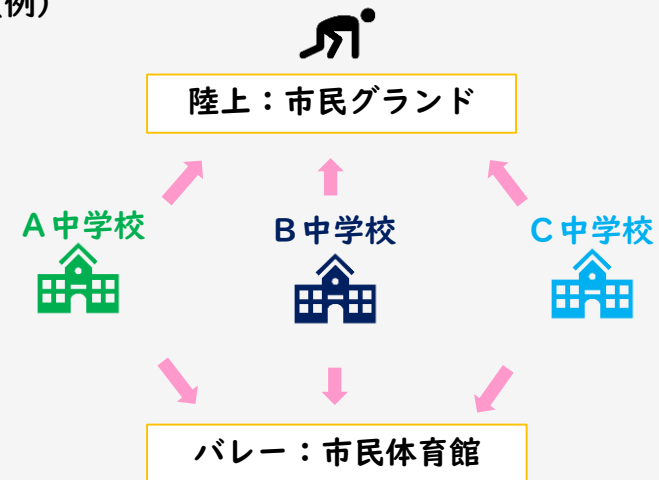
適合ケース

- 部員の数少なく、単独校では十分な活動を行うことができない。
- 地域に拠点となる施設がある。

メリット

- 特に団体競技などにおいて、充実した活動を行うことができる。
- 複数校の教職員が順番で指導にあたるなどのルールを決めることで働き方改革にもつながる。

(例)



課題

対策例

移動に時間がかかる。	⇒	曜日別に単独/合同活動を定める。
施設使用料の財源確保。	⇒	減免制度の弾力的運用と教育振興会費での対応。

3.モデルパターン 6/11

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	1. 融合型	B-1-① 学校拠点方式

概要

- 複数の校種(世代)が1つの学校拠点に集まり、合同で活動する。(例:A高校に、B高校、中学生、小学生が集まり活動する。)
- 競技種目・分野別に学校拠点を定める。





適合ケース

- 各世代の競技人口が少なく、単独での活動が難しい。
- 専門性の高い学校の教職員が、各世代の指導に従事できる環境がある。

メリット

- 育成から強化まで、一貫した指導体制を確立することができる。
- 学校部活動と地域部活動の長所を合わせることで、生徒等の幅広いニーズに応えられる。

(例)

体操(競技)	クライミングウォール
〇〇中学校 	〇〇中学校 
ホッケー	なぎなた
〇〇中学校 	〇〇中学校 〇〇中学校 

※ 学校拠点に小学生から一般までが集まって活動する。

課題

対策例

移動に時間がかかる。	⇒	曜日別に単独/合同活動を定める。
地域部活動の場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外。	⇒	スポーツ安全保険等への加入を推奨。

3.モデルパターン 7/11

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	1. 融合型	B-1-② 地域拠点方式

概要

- 複数の校種(世代)が1つの地域拠点に集まり、合同で活動する。(例:〇〇運動公園に、A高校、中学生、小学生が集まり活動する。)



適合ケース

- 各世代の競技人口が少なく、単独での活動が難しい。
- 特殊施設であり、活動場所が限定的である。

メリット

- 育成から強化まで、一貫した指導体制を確立することができる。
- 学校部活動と地域部活動の長所を合わせることで、生徒等の幅広いニーズに応えられる。

(例)

ヨット	水泳(飛込)
〇〇港 	〇〇プール 
フェンシング	ボート
〇〇運動公園 	〇〇ボートハウス 

※ 地域拠点に小学生から一般までが集まって活動する。

課題

対策例

県内全域からの参加が難しい。	⇒	保護者による送迎での対応。
地域部活動の場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外。	⇒	スポーツ安全保険等への加入を推奨。

3.モデルパターン 8/11

区分	型名	方式名
B. 学校+地域部活動	2. 連携型	B-2 地域部活動連携方式

概要

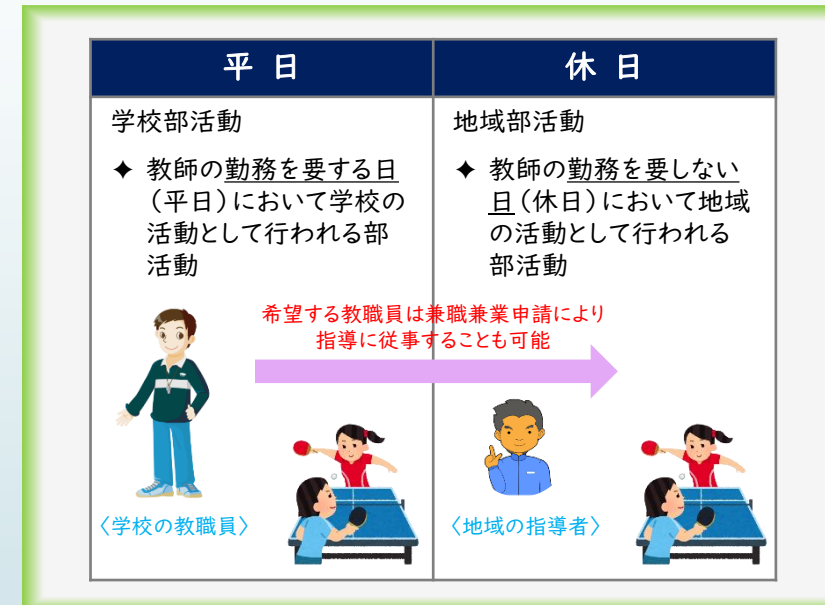
- 平日は「学校部活動」として活動し、休日は「地域部活動」として活動する。
- 休日の指導は教職員以外に委ねるか、希望する教職員が兼職兼業制度を活用して行う。

適合ケース

- 地域に「受け皿」となる団体（学校以外の運営主体）があり、指導を委ねることができる。
- 地域に指導者がいる。又は兼職兼業制度を活用しての指導を希望する教職員がいる。

メリット

- 休日の活動に参加するかどうかは、生徒自身が自由に選択できる。
- 教職員が休日の部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。



課題

スポーツ庁の委託事業は予算に上限がある。

「受け皿」が不足している。

対策例

⇒ 説明会等を重ね、受益者負担の概念を定着させる。

⇒ 競技団体やスポーツ協会に依頼する。

3.モデルパターン 9/11

区分	型名	方式名
C. 地域部活動	1. 移行型	C-1-① 公的・民間クラブ方式

概要

- 部活動から公的クラブ（総合型地域スポーツクラブ等）に移行する。
- 部活動から民間クラブ（スイミングスクール等）に移行する。

適合ケース

- 地域に公的クラブが設置されており、生徒が希望する競技種目・分野を行うことができる。
- 民間企業がクラブ等を経営されており、生徒が希望する競技種目・分野を行うことができる。

メリット

- 人事異動により指導者が入れ替わることがなく、生徒は継続した指導を受けることができる。
- 教職員が部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。

(例)

公的クラブ	民間クラブ
○○スポーツクラブ 	○○スイミングスクール 
○○バドミントンクラブ 	○○テニススクール 

課題

学校の部活動の「受け皿」となり得る総合型地域スポーツクラブ等が少ない。

⇒

対策例

国、県、市町が連携し、総合型地域スポーツクラブ等の体制強化を図る。

3.モデルパターン 10/11

区分	型名	方式名
C. 地域部活動	1. 移行型	C-1-② 保護者会等運営方式

概要

- 学校に代わり、保護者会や同窓会が運営主体となって部活動を継続する。
- 保護者会等が学校の教職員に指導を依頼する場合、教職員は兼職兼業制度を活用する。

適合ケース

- 保護者会や同窓会が新たに運営主体となる体制が整っている。
- 新たな運営主体が、指導者（学校の教職員を含む。）を確保できる。

メリット

- 生徒はこれまでと同じ施設、同じメンバー（部員）で、活動を継続することができる。
- 保護者会等が運営主体となることで、生徒の希望が反映されやすい。

〇〇会（＝同窓会名） 推進クラブ設置要綱（例）抜粋

第2条 構成員

推進クラブは、次の各号に掲げるもののうち、入会を希望する会員をもって構成する。

- (1) 同校在校生及び保護者
- (2) 同校卒業生
- (3) 同校教職員
- (4) 地域住民

第6条 指導者

指導者は、学校教育の目的を理解するとともに、

高い見識を備えた人物の中から代表が委嘱する。

第11条 会費及び用途

会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、次の各号に掲げる経費に充てる。
 - (1) 保険の加入に要する経費
 - (2) 指導者への謝金

課題

保護者会が運営主体となる場合、子供が卒部すると体制が入れ替わる。

⇒

対策例

基本理念や規約を定め、運営形態に継続性を持たせる。

3.モデルパターン 11/11

区分	型名	方式名
C. 地域部活動	1. 移行型	C-1-③ 地域クラブ方式

概要

- 学校の部活動から、既に活動している地域クラブに移行する。
- 新たに地域クラブを設立し、学校の部活動から移行する。

適合ケース

- 地域に部活動の「受け皿」となる既存の地域クラブがある。
- 活動場所や指導者が確保できているなど、新たに地域クラブを設立する環境が整っている。

メリット

- 生徒は、より専門性の高い技術指導や継続した指導を受けることができる。
- 教職員が部活動の指導に従事する必要がなくなり、働き方改革につながる。

(例)

年度	区分
～ R3	学校部活動 指導者：学校の教職員
R4～R6	学校部活動 + 地域部活動 指導者：平日 教職員 休日 地域の指導者
R7～	地域部活動 指導者：地域の指導者

課題

対策例

経済的理由によりスポーツ等をする機会を奪う可能性がある。	⇒	国が検討中の救済措置が制度化されたら、その制度を活用する。
現時点では学校体育団体主催の大会参加が担保されていない。	⇒	大会の参加要件を緩和する。